

工事下請契約約款

(令和8年4月14日改訂版)

第1条(総則)発注者（以下「甲」という）と受注者（以下「乙」という）とは、甲と元発注者との契約に係る工事（以下「元請契約」という）を完成するため、元請工事の一部について注文書及び注文請書に定めるもののほか、この工事請負契約約款（以下「約款」という）に基づき、図面、仕様書その他の図書（以下これらを「設計図書」という）及び甲の定める見積要綱に従いおのおの対等の立場に立って誠実に契約を履行する。

2 注文書、注文請書、設計図書及び見積要綱に特別の定めのない事項は、すべてこの約款に定めるところによる。

第2条(請負代金内訳書及び工程表)乙は、甲の請求があったときは、設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後すみやかに甲に提出する。

2 工事代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険にかかる法定福利費を明示する。

第2条の2(工事を施工しない日又は時間帯の定め)乙は、以下の各号に定める日又は時間帯においては、原則として工事を施工してはならない。ただし、甲の承諾（書面、電子書面又は第11条第3項に定める方法によるものを含む。）を得た場合はこの限りでない。

- 一 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日
- 二 午前 時から午後 時までの時間帯以外の時間帯（注文書、注文請書に定めるところによる）
- 三 年末年始（12月31日から1月3日まで）
- 四 その他甲が指定する日又は時間帯

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲乙協議のうえ、施工しない日又は時間帯に工事を施工することができる。

- 一 緊急を要する場合
- 二 工事の性質上やむを得ない場合
- 三 元発注者の指示又は元請契約の定めにより施工が必要な場合

3 前項の規定により施工しない日又は時間帯に工事を施工する場合において、割増賃金その他の追加費用が生じたときは、甲乙協議してその負担を定める。

第3条(関連工事との調整)甲は、元請工事を円滑に完成するため、この工事と施工上関連ある工事（以下「関連工事」という）との調整を図り、乙はその指示に従う。

第4条(法令等遵守の義務)甲及び乙は、施工にあたり建設業法、その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。

2 甲は、乙に対し前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示、指導を行い、乙はこれに従う。

3 乙は工事を施工するにあたって、再下請負者（2次以下の再下請負がなされたときは、その再下請負者を含む）に法令及び行政指導並びに甲の指示、指導を遵守させなければならない。

4 甲が、再下請負者に法令等違反の事実があることを認め、これを是正させるよう求めたときは、乙は直ちに再下請負者にこれを是正させなければならない。

5 再下請負者が工事の施工上第三者に対して損害を与えるか、又は第三者との間に紛争が生じたときは、乙の責によりこれを解決するものとし、それに要した費用は原則として乙及び再下請負者の負担とする。

第5条(秘密の保持)甲及び乙は、本契約の履行によって知り得た元発注者及び相手方の有する企業秘密及び施工上の工法、技術、これらに関する情報、知識、又は営業上の秘密の一切を、本契約の継続中はもちろん、終了後であっても他に漏してはならない。

第6条(特許権等)乙は、第三者の特許権、その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料、機械器具などを施工上使用するときは、その使用に関する一切の責を負う。ただし甲の指図によって使用するものについてはこの限りでない。

2 乙は、契約の履行に際して知り得た施工方法など、又は甲と共同で開発した施工方法などについて、甲の書面又は電子書面による同意を得ないで使用し、又は特許権等の工業所有権を申請しあるいは第三者をして申請させない。

第7条(安全、衛生の確保など)乙は、施工にあたり事業者として工事従事者の災害の防止に万全を期する。

2 乙は、災害防止のため、甲の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にする。

3 乙は、その被用者又は乙の下請負人の被用者の業務上の災害補償について、労働基準法第87条第2項に定める使用者として補償引受の責を負う。

なお、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という）の取扱については、注文書、注文請書において定めるものとする。

ただし甲が加入する労災保険による場合、乙若しくはその被用者又は乙の下請負人若しくはその被用者の責による労災保険に定める不正受給、故意又は重大な過失による事故などに係る徴収金の事業主負担分については、乙がこれを負担する。

第8条(事業内容の報告)甲又は乙は、必要があるときは、相手方にその事業経営の内容などについて報告を求めることができる。

第9条(意見の聴取)甲は、施工上の工程の細部、作業方法などを定めるにあたって、あらかじめ乙の意見を聴取する。

第10条(保証人)乙は、甲の要求があったときは、金銭保証人若しくは工事完成保証人をたてなければならない。

2 前項の場合、保証人がその義務を果たせないことが明らかになったときは、甲は乙にその変更を求めることができる。

第11条(通知等の方法)この約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、請求等は、次の各項に定める方法により行う。

2 次の各号に掲げる重要事項に関する通知等は、書面又は第50条に定める電子的方法（電子メールへのPDF添付その他記録性のある電磁的方法をいう。）により行わなければならない。

- 一 請負代金額の変更に関する協議又は請求
- 二 工期の変更に関する協議又は請求
- 三 設計変更に関する通知又は指示
- 四 契約の解除に関する通知
- 五 損害賠償に関する請求
- 六 契約不適合責任に基づく請求
- 七 その他甲乙が書面によることが必要と認めた事項

3 前項に定める事項以外の日常的な施工に関する指示、承諾、確認、連絡等は、次の各号に掲げる方法により行うことができる。この場合において、送信者は送信記録（送信日時、送信先及び内容が確認できるものをいう。）を工事完成後1年間保存しなければならない。

- 一 電子メール
- 二 甲乙間であらかじめ合意したメッセージアプリケーション（LINE、チャットツール等）
- 三 その他甲乙が合意した電磁的方法

4 緊急を要する場合においては、口頭（対面又は電話による方法を含む。）により指示、通知等を行うことができる。ただし、口頭により行った指示、通知等の内容については、当該指示等を行った者が、その日から起算して3営業日以内に、第2項又は第3項に定める方法により相手方に対してその内容を確認するものとする。

5 第3項又は第4項の方法による通知等について、当事者間にその内容に関する疑義が生じたときは、書面又は第2項に定める電子的方法による記録の内容をもって確定する。

6 甲及び乙は、第3項第二号に定めるメッセージアプリケーションを使用する場合は、契約締結時又は施工開始前に、使用するアプリケーション名、送信先アカウント及びグループの範囲をあらかじめ書面により合意するものとする。

7 この約款の各条項において「書面をもって」「書面による」等の定めがある場合は、次の各号に掲げる区分に従い、本条に定める方法によることができるものとする。

一 第2項に定める方法（書面又は電子書面）によるべき事項：第6条第2項（特許権等に係る同意）、第12条（権利義務の譲渡に係る承諾）、第16条第3項（監督員の委任権限の通知）、第18条（工事関係者に関する措置請求）、第24条（工期の変更・中止の通知）、第25条（工期延長の請求）、第26条（工期変更の請求）、第38条（立替払の申出）及び第50条の2（地盤沈下等の事前通知）

二 第3項に定める方法（電子メール、メッセージアプリ等）によることができる事項：第2条の2（施工しない日の変更承諾）、第14条（関係事項の通知）、第15条（再下請負人の関係事項の通知）、第16条第1項（監督員の氏名通知）、第23条第1項（条件変更の通知）及び第32条（完成通知）

第12条(権利義務の譲渡)甲又は乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させない。ただし相手方の書面又は電子書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 甲又は乙は、工事目的物、工事現場に搬入した工事材料（工場製品を含む、以下同じ）又は機械器具を第三者に譲渡し貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供しない。ただし、相手方の書面又は電子書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第13条(一括委託又は一括下請負の禁止)乙は、一括して工事の全部又は大部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

第14条(関係事項の通知)乙は、甲に対して工事に関し次の各号に掲げる事項を契約締結後遅滞なく書面又は第11条に定める方法により通知する。

- 一 建設業の許可業種及び番号
- 二 現場代理人をおくときは、その氏名及び主任技術者の氏名
- 三 その他施工上法律でおくことを義務付けられた有資格者などの氏名
- 四 工事現場において使用する一日当り平均作業員
- 五 甲の指示があった場合は、甲の指定書式による「協力業者安全関係提出書類」一式
- 六 その他、甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

2 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面又は第11条に定める方法によりその旨を通知する。

第15条(再下請負人の関係事項の通知)乙が工事の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合は、乙は甲に対してその契約（その契約に係る工事が数次の契約によって行なわれるときは、数次のすべての契約を含む）に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面又は第11条に定める方法により通知する。

一 受任者、又は請負人の氏名及び住所（法人であるときは名称及び工事を担当する営業所の所在地）

二 建設業の許可業種及び番号

三 現場代理人をおくときは、その氏名及び主任技術者の氏名

四 雇用管理責任者、安全管理者及び衛生管理者をおくときはそれらの氏名

五 その他施工上法律で置くことを義務付けられた有資格者などの氏名

六 工事の種類及び内容

七 工期

八 受任者、又は請負人が工事現場において使用する一日当たりの平均作業員数

九 その他、甲が適正な施工を確保するため、必要と認めて指示する事項

2 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面又は第11条に定める方法によりその旨を通知する。

第16条(監督員)甲は、監督員を定めたときは、書面又は第11条に定める方法によりその氏名を乙に通知する。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾または協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成したこれらの図書の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

3 甲は、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときはその委任した権限の内容を、書面又は電子書面をもって乙に通知する。

4 甲が第1項の監督員を定めないときは、この約款に定められた監督員の権限は、甲が行う。

第17条(現場代理人及び主任技術者)現場代理人は、この契約の履行に関し、その運営取締りを行うほか、この約款に基づく乙の一切の権限（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、工事関係者に関する措置請求並びにこの契約の解除に係るものを除く）を行使する。ただし、現場代理人の権限については、乙が特別に委任し又は制限したときは、甲の承諾を要する。

2 主任技術者は工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる。

3 現場代理人と主任技術者とはこれを兼ねることができる。

第18条(工事関係者に関する措置請求)甲は、現場代理人、主任技術者、その他乙が施工のために使

用している下請負人、作業員等で施工、又は管理につき著しく不適當と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面又は電子書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面又は電子書面をもって必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3 甲又は乙は、前2項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定しその結果を相手方に通知する。

第19条(工事材料の品質及び検査)工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

2 乙は、工事材料については、使用前に監督員の検査に合格したものを使用する。

3 監督員は、乙から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。

4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出しない。

5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については遅滞なく工事現場外に搬出する。

6 第2項から第5項の規定は、機械器具についても準用する。

第20条(監督員の立会及び工事記録の整備)乙は、調査を要する工事材料については、監督員の立会を受けて調査し、又は見本検査に合格したものを使用する。

2 乙は、水中の工事又は地下に埋設する工事その他施工後外面から明視することのできない工事については、監督員の立会を受けて施工する。

3 監督員は乙から前2項の立会又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。

4 乙は、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところによりその記録を整備し、監督員の要求があったときは遅滞なくこれを提出する。

第21条(支給材料及び貸与品)甲の支給材料又は貸与品は、あらかじめ検査又は試験に合格したものとする。

2 支給材料又は貸与品の受渡時期は、工程表によるものとし、その受渡場所は、原則として工事現場とする。

3 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって、使用及び保管し乙の故意又は過失によって支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に原状に復し若しくは代品を納め、又はその損害を賠償する。

4 乙は、支給材料(有償支給材料を除く)が不用になったとき、又は貸与品が使用済みとなったときは、すみやかにこれを甲に返却する。

第 22 条(設計図書不適合の場合の改造義務)乙は、施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときはこれに従う。ただしその不適合が監督員の指示によるなど甲の責に帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は甲の負担とし、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を変更する。

第 23 条(条件変更等)乙は、施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面又は第 11 条に定める方法によりその旨を監督員に通知し、その確認を求める。

一 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと

二 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む）

三 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること

四 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

2 監督員は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、乙に対してとるべき措置を指示する。

3 第 1 項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。

第 24 条(工期の変更、中止等)甲は、必要があると認めるときは、書面又は電子書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期、又は請負代金額を変更する。

第 25 条(乙の請求による工期の延長)乙は、天候の不良などその責に帰することができない理由、その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面又は電子書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定める。

2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

第 26 条(甲の請求による工期の変更等)甲は、工期を変更する必要があるときは、乙に対して書面又は電子書面をもって工期の変更を求めることができる。この場合における変更日数は、甲乙協議して定める。

2 この約款の他の条項の規定により、工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、甲乙協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。

3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

第27条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

第28条(臨機の措置) 乙は、災害防止などのため必要があると認められるときは、甲に協力して臨機の措置をとる。

2 乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

第29条(一般的損害) 第32条(完成検査)による完成検査前に工事目的物、又は工事材料について生じた損害、その他施工に関して生じた損害(この契約において別に定める損害を除く)は、乙の負担とする。ただしその損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

第30条(第三者に及ぼした損害) 施工について、第三者(関連工事の請負人等を含む、以下本条において同じ)に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたもの及び施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについてはこの限りでない。

2 前項の場合、その他施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決にあたる。

第31条(天災その他不可抗力による損害) 天災その他不可抗力によって、監督員の確認した工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料又は機械器具に損害を生じたときは、乙が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、甲がこれを負担する。

2 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、甲乙協議して定める。

一 工事の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 工事仮設物又は機械器具に関する損害

損害を受けた工事仮設物又は機械器具について、この工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

3 第1項の規定により、甲が損害を負担する場合において、保険その他をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。

第32条(完成検査)乙は、工事を完成したときは、その旨を書面又は第11条に定める方法により甲に通知するものとし、甲は、乙の立会のもとに遅滞なく完成確認の検査を行う。

2 前項の検査に合格しないときは、乙は遅滞なくこれを修補して甲の検査を受ける。

第33条(完成前使用)甲は、工事の完成前においても乙の工事目的物の全部、又は一部を使用することができる。ただし乙は必要があるときは甲の同意を得て、その使用中止を求めることができる。

2 前項の場合において、甲は善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとし、その使用によって乙に損害を及ぼしたときはこれを補償する。

第34条(請負代金の支払方法及び時期)請負代金の支払方法及び時期は注文書、注文請書に定めるところによる。

2 甲又は乙は、やむを得ない場合には、注文書、注文請書の定めにかかわらず、相手方の同意を得て請負代金の支払の時期又は支払方法の変更を求めることができる。

3 前項の場合において、甲又は乙は、相手方の被った損害の負担について協議して定める。

第35条(前払金)乙は、注文書、注文請書に定めるところにより、甲に対して前払金を請求することができる。

第36条(部分払)乙は、監督員の検査に合格した出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額について、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を行う。

3 前払金の支払を受けている場合において、第1項の請求額は原則として次の式によって算出する。

$$\text{請求額} = \text{第1項による金額} \times (\text{請負代金額} - \text{受領済前払金額}) \div \text{請負代金額}$$

4 第2項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項又は前項による請求額はすでに部分払の対象となった額を控除した額とする。

第37条(完成時の支払)乙は、工事が第32条(完成検査)の検査に合格したときは、請負代金全額

の支払を請求することができる。ただし、引渡しを要する工事にあつては引渡しの時とする。

2 甲は、前項の定めによる請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより請負代金の支払を完了する。

第38条(賃金などの立替払)乙又は乙の下請負人が賃金、材料代金などの支払を遅滞し、乙に対しその支払を勧告してもなお支払わないときは、甲は、乙の作業員、材料商などから書面又は電子書面による申出により、これを立替え支払うことができる。ただし、原則として事前に乙から事情を聴取する。

2 甲は、前項の規定によって、乙の下請負人の不払によるものを立替え支払ったときは、これを乙に対する立替金として処理することができる。

第39条(乙の中止権)次の各号の一にあたる時は、乙は工事を中止することができる。

一 甲が、前払金、部分払を遅滞し乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払わないとき。

二 天災その他不可抗力により、工事目的物に損害を生じ、あるいは工事現場の状態が変動したため施工できないと認められるとき。

2 甲は、前項の場合において、乙がその工事の続行に備え、工事現場を維持し又は作業員、機械器具等を保持するための費用その他施工の中止に伴う損害を補償する。この場合において補償額は、甲乙協議して定める。

第40条(契約不適合責任)引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）であるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めて、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が重要でなく、かつその修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。

2 前項の規定による履行の追完の請求は、工事目的物の範囲に限るものとする。

3 甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。

4 甲は、契約不適合により損害を受けたときは、乙に対し、履行の追完の請求に代え又はこれとともに損害の賠償（工事目的物の範囲に限る）を請求することができる。

5 前各項の規定による契約不適合責任の追及（履行の追完の請求、代金の減額の請求又は損害賠償の請求）をすることができる期間は、引渡しを受けた日から2年とし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失によって生じた場合は、当該請求をすることのできる期間は10年とする。ただし甲が元発注者に対してこれと異なる契約不適合責任の期間を定めたときは、その期間とする。

6 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第87条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第6条第1項及び第2項に定める部分の契約

不適合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く）について履行の追完の請求、代金の減額の請求又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。

7 工事目的物が第1項の契約不適合により滅失又はき損したときは、甲は第5項又は第6項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に限り前各項の権利を行使することができる。

第41条(履行遅滞の場合における損害金)乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は乙から損害金を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金から出来形部分に相応する請負代金相当額を控除した額につき、遅滞日数に応じ、年12パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき理由により、第35条（前払金）、第36条（部分払）、第37条（完成時の支払）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じ年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

第42条(甲の解除権1)甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの通知催告を要することなく契約を解除することができる。

一 施工技術、労務管理（賃金、下請負代金その他の支払い遅延を含む）、安全衛生管理などが不良なため、甲に対して迷惑を及ぼしたとき又はそのおそれがあるとき。

二 差押、仮差押、若しくは仮処分を受け、又は競売の申立若しくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始などの申立があったとき、又は清算に入ったとき。

三 手形交換所の不渡報告に掲載され、又は取引停止処分があったとき。

四 支払いを停止したとき。

五 住所変更の届出を怠るなどその責に帰すべき事由により、乙又は乙の代表者の所在が不明になったとき。

六 本件工事の施工を継続することが困難と認められるとき。

七 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。

八 その責に帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

九 前記各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

十 第46条（乙の解除権）第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、工事の出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合は、その引渡し

を受けないことができる。

3 甲は、前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相応する請負代金相当額を乙に支払う。

4 前項の場合において、前払金があったときは、その前払金の額（第 36 条（部分払）の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年 12 パーセントの割合で計算した額の利息を付して甲に返還する。

5 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において乙に対して、その解除により生じた損害の賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第 43 条(甲の解除権 2)甲は、工事が完成しない間は、前条第 1 項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。ただし前条第 4 項のうち利息に関する部分は準用しない。

3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合においてこれにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第 44 条(解除に伴う損害賠償)第 42 条により契約が解除されたとき、甲は、乙に対し損害賠償を求めることができる。この場合、甲は、乙又は乙の下請人に代って乙の下請人、孫請、作業員等に支払い、又は支払う可能性のある全員を損害に含めることができる。

第 45 条(乙らの支払い遅延に伴う措置)乙又は乙の下請人が賃金、下請工事代金その他の支払いを遅延したとき、あるいは、そのおそれがあるときは、甲は、乙に対する請負代金等の支払を留保することができる。

2 甲は、乙の作業員、下請人および取引先などからその負担する債務につき甲に支払請求があったときは、第 38 条第 1 項の手続によらずに、乙又は乙の下請人に代わって、乙に支払うべき請負代金等の中から当該支払いを行うことができる。この場合、甲の支払いと同時に甲の乙に対する同額の請負代金等の債務が消滅し乙は甲に対し異議申立は一切しない。

第 46 条(乙の解除権)乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

一 第 24 条（工事の変更、中止等）の規定により工事内容を変更したため請負代金額が 6/10 以上減少したとき。

二 第 39 条（乙の中止権）第 1 項の規定による工事の施工の中止期間が工期の 1/2（工期の 1/2 が 6 月を超えるときは 6 月）を超えたとき。ただし中止が工事の一部の場合は、その一部

を除いた他の部分の工事が完了した後工期の 1/4（工期の 1/4 が3月を超えるときは3月）を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 甲がこの契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき。

四 甲が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき。

2 第 42 条（甲の解除権 1）第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。ただし、第 42 条第 4 項の規定のうち、利息に関する部分はこれを準用しない。

3 乙は、第 1 項の規定により、契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第 47 条(解除に伴う措置)契約を解除したときは、甲乙が協議して、当事者に属する物件について期間を定めてその引取り、あと片付けなどの処置を行う。

2 前項の処置が遅れているとき、催告しても正当な理由なくなお行われなときは、相手方は代ってこれを行い、その費用を請求することができる。

第 48 条(紛争の解決)この約款の各条項において、甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲又は乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という）のあっせん又は調停により解決を図る。

第 49 条(紛争の仲裁)甲及び乙は、その一方又は双方が前条のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第 50 条(情報通信の技術を利用する方法)この約款において書面により行わなければならないこととされている協議、承諾、通知、指示、請求、要求及び申出は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

【新設】建設業法第 20 条の 2 対応

第 50 条の 2 (地盤の沈下等に係る事前通知)甲は、建設業法第 20 条の 2 第 1 項の規定に基づき、本工事に関し次の各号に掲げる事象が発生するおそれがあることを知っているときは、本契約の締結までに、乙に対して必要な情報を書面又は電子書面をもって通知しなければならない。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

2 甲が前項の通知を怠ったことにより乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償しなければ

ならない。

3 第1項の通知は、第50条に定める情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

第51条(補足)契約書及びこの約款の疑義、並びにこれらに定めのない事項については、必要に応じ
甲乙協議して定める。

改訂箇所一覧

改訂箇所	改訂区分	改訂内容
第 2 条の 2	新設	建設業法第 19 条第 1 項第 3 号（令和元年改正）対応。工事を施工しない日又は時間帯の定めを追加。休日・作業時間帯・年末年始等の不施工日を明記し、例外規定及び追加費用の負担についても規定。
第 11 条	改訂	旧「書面主義」を「通知等の方法」に改称。通知手段を重要度に応じて 3 段階に区分（書面・電子書面／メール・LINE 等／口頭）。第 7 項で約款全体の「書面」規定を一括整理し、各条文への適用区分を明記。
各条の書面規定	改訂	第 11 条第 7 項の区分に基づき各条を改訂。【Tier1：書面又は電子書面】第 6 条 2 項、第 12 条、第 16 条 3 項、第 18 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 38 条、第 50 条の 2。 【Tier2：メール・LINE 等も可】第 2 条の 2、第 14 条、第 15 条、第 16 条 1 項、第 23 条、第 32 条。
第 40 条	全面改訂	民法改正（令和 2 年 4 月施行）対応。旧「瑕疵担保」を「契約不適合責任」に改称。修補請求に加え、代替物の引渡し（履行の追完）及び代金減額請求権を追加。用語を全面的に「瑕疵」から「契約不適合」に変更。住宅品確法対応条項も同様に改訂。
第 50 条の 2	新設	建設業法第 20 条の 2（令和元年改正）対応。地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染等の地中の状態に起因する事象、及び騒音・振動等の周辺環境への配慮が必要な事象について、甲が契約締結前に乙へ通知する義務を規定。通知懈怠時の損害賠償責任も明記。

※ 上記以外の条文は、従前の約款の内容をそのまま維持しております。改訂箇所は本文中に赤字の【新設】【全面改訂】【改訂】マーカで表示しております。各条文中の「書面又は電子書面」「書面又は第 11 条に定める方法」の表記が、今回の通知方法多様化に伴う改訂箇所です。